

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684</a>

調書

沖繩

下島

村米請取

①

49

22

米北/資料(74)

No.39

沖縄における対米請求権

昭和49.8.27

アメリカ局北米第一課

1. 講和前の請求権

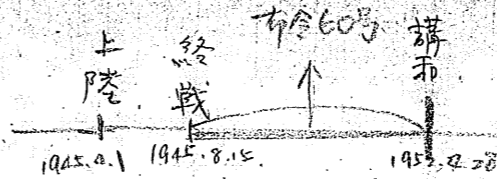
(請求権放棄—平和条約第19条)

(1) 沖縄が戦前、戦後を通じ、一貫してわが国の領土であり、沖縄県民が一貫して日本国民である以上、平和条約第19条の解釈として、同条にいう「日本国」及び「日本国領域」に沖縄が含まれ、日本国の「国民」に沖縄県民が含まれることは明らかである。

(2) 従つて、わが国が平和条約第19条(a)項によつて放棄した請求権(注1)の中には、沖縄の住民に関するものが含まれるというものが従来からの政府の解釈である(昭和45.12.8衆・沖特委愛知大臣答弁(別添1)参照)。

(講和前補償洩れ)

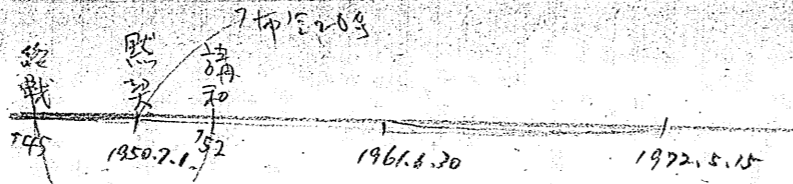
(1) かくして、講和前の事由に係る対米請求権



は平和条約第19条(a)項に基づき放棄されたわけであるが、米国は布令60号(1945.12.28)をもつて、1945年8月15日後1952年4月28日前の期間における不法行為に基づき人身傷害補償、軍用地復元補償及びその他の財産損害補償等琉米合同委員会で合意された合計19項目について、いわゆる講和前補償を行つた。しかし、これらの項目に該当する類の講和前の損害に基づく補償請求事案で、当時諸般の事情からかかる補償の請求洩れとなり、なんらの支払も受けなかつたものがあり、これがいわゆる講和前補償洩れである。

(2) かかる講和前補償洩れ事案のうち、事実関係の比較的明確な人身補償洩れ事案については、「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」(昭和47.5.13法律第33号)第3条に基づき、政府より見舞金の支給を行つてゐる。

(3) なお、米軍の沖縄上陸(1945年4月1日)後、終戦(1945年8月15日)に至るまでの期間に



生じた損害は、上記布令60号及び特別措置法の対象となっていない。かかる損害についての請求権は戦争行為から生じたものであつて、平和条約第19条(a)項によつて放棄されており、これに対する救済策を講じるか否かは全く国内政策上の問題と思われる(1945年8月15日以前の人身損害の問題についても、政府は見舞金を支給すべきであるとの主張の一例として昭和47.5.10参沖特委、山中防衛庁長官答弁(別添2)がある。また、1945年8月15日以前の軍用地復元補償の問題としては上本部飛行場の例がある。)

(軍用地に関する復元補償洩れ  
— 返還協定第4条3項)

- (1) 1950年7月1日(これは軍用地に関するいわゆる「黙契」開始の時点である。一同日以後に土地に加えられた損害は布令20号に基づき補償の対象となる。)前に損害を受け、1961年6月30日前に解放された土地については、布令60号に基づき米側の講和前補償の一環として見舞金支払の対象とされている

が、講和前補償が1961年6月30日という全く便宜的な日付(米側の講和前補償の一環としての復元補償に均てんしうる軍用地の範囲を解放の時期を基準として区切つた時点一同日後に地主に返還された土地は、いわゆる講和前補償の対象とならない。)を基準とし、同日以前に地主に返還された土地のみを対象とし、同じ時期に同種の損害を受けながら単に返還時期が異なる(1961年7月1日以降)というのみで、沖縄復帰前なんらの救済の途もとられなかつた軍用地があつた。これがいわゆる軍用地に関する復元補償洩れの問題である。

- (2) 返還協定第4条3項は、かかる軍用地に関する復元補償洩れの問題を米側が解決することを規定している。すなわち、米側は公正なる施政権者として、法的義務を離れ自発的支払という形で、本件を解決することを約している。

(那覇軍港内海没地一交換公文)

(1) 占領期間中に在沖縄米軍は、那覇軍港拡張整備のため、その管理下にあつた同軍港内の土地1万坪余を海没せしめた。米軍は本件海没が講和前に属する(米側説明によれば1950年6月30日以前)ことを理由として、講和後は平和条約第19条をタテになんらの措置を講ずることなく推移してきたが、関係地主の度重なる陳情がある程度認められ、1959年9月に至り、土地が存在するとの擬制をとつて、1950年7月1日にさかのぼつて布令20号に基づいて、軍用地賃借料の支払が行われることになつた経緯がある。

(2) しかし、海没に伴う土地自体の損失補償については特段の措置もとられないまま推移していたので、返還協定交渉の過程において、那覇軍港内の海没地について日本側から米側の善処を強く求め、米側が保有している埋立地の処分により解決することにつき合意をみた次第であり、「海没地の問題の解決に關す

る交換公文」が1971年6月17日署名され、復帰時まで米側所有の埋立地処分が行われ、本問題は解決された。

## 2. 講和後の請求権

(一般的施策一返還協定第4条1項)

(1) 講和後の請求権問題の処理については、米国の法令または沖縄現地の法令により認められるものは、返還協定第4条2項で米国に処理せしめることとし、上記以外のものについては、同第4条1項において請求権を放棄し(注1)(注2)、もつて施政権返還に際し、日米間の請求権をめぐる法律関係に決着をつけることとなつた。

(米国の処理する請求権一返還協定第4条2項)

(1) 米施政下の沖縄に適用されていた米本国の法令及び現地法令に照らし、米国政府に対し救済を求めることが認められている日本国民の対米請求権については、返還協定第4条2項により、同1項の請求権放棄に含まれず、

復帰後も米側がその処理の責任を負うこと、及びかかる事務の処理に必要な米側職員を施政権返還後現地に置くことを認める旨規定されている。

- (2) 返還協定第4条2項の対象となる請求権の内容は、第4条に関する合意議事録第1項に規定されているとおりである（かかる請求権の米側処理機関については、昭和48.7.19衆・沖特委大河原局長答弁（別添3）参照）。

### 3. 請求権の内容

- (1) 上述のものを含め沖縄住民の補償要求にかなるものがあるか各種要請書、提議書等を根拠にして収集、分類してみると、とりあえず次の10項目が考えられる（昭和45.12.8衆・沖特委愛知大臣答弁（別添4）参照）。
- 1 講和前補償のうち人身損害に関するものの補償洩れに対する補償
  - 2 軍用地の復元補償
  - 3 米国の演習等による漁業補償
  - 4 軍用地の接収によつて生ずる通損補償

- 5 軍用地借地料増額の要請
- 6 軍用地立入り制限に伴う入り会い制限による損失補償
- 7 講和後の人身損害に関する補償
- 8 つぶれ地に関する補償
- 9 滅失地に関する補償
- 10 一般的に基地公害に関する補償

（注1）日本国民の請求権を放棄することの意味

平和条約第19条(a)項及び返還協定第4条1項は、「日本国は、・・・その国民のすべての請求権を放棄」する旨規定しているが、これは、私人たる日本国民の相手国（米国）国内法上の請求権を日本国民に代つて放棄するとの意味ではなく、これらの規定の趣旨は、かかる私人の個々の請求権が相手国（米国）の国内措置により否認されることがあつても、わが国としては、これについて米国の国際法上の責任を追及することは

しないということである。従つて、これらの規定により放棄されたものは、日本国民の対米請求に関する日本国の外交保護権である（返還協定との関連では昭和46.12.14参・沖縄協定特委、福田大臣答弁（別添5）参照）。

（注2）請求権の時期的範囲

返還協定第4条1項の対象となるのは、  
平和条約発効後この協定の効力発生前の期  
間において生じた対米請求権である。

111

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた

○閣員 閣員は、軍用地の復元補償問題について、軍用地の復元補償問題については、神龍島は多大の関心を持って見守っているわけであり、軍用地として米軍に接収、借り上げられた









一、地協定第三案を珍視すべきである。...

二、軍用地の復権補償。...

三、軍用地の復権補償。...

四、軍用地の復権補償。...

五、軍用地の復権補償。...

六、軍用地の復権補償。...

七、軍用地の復権補償。...

八、軍用地の復権補償。...

九、軍用地の復権補償。...

十、軍用地の復権補償。...

十一、軍用地の復権補償。...

十二、軍用地の復権補償。...

十三、軍用地の復権補償。...

十四、軍用地の復権補償。...

十五、軍用地の復権補償。...

十六、軍用地の復権補償。...

十七、軍用地の復権補償。...

十八、軍用地の復権補償。...

十九、軍用地の復権補償。...

二十、軍用地の復権補償。...

二十一、軍用地の復権補償。...

二十二、軍用地の復権補償。...

二十三、軍用地の復権補償。...

二十四、軍用地の復権補償。...

二十五、軍用地の復権補償。...

二十六、軍用地の復権補償。...

二十七、軍用地の復権補償。...

二十八、軍用地の復権補償。...

二十九、軍用地の復権補償。...

三十、軍用地の復権補償。...

三十一、軍用地の復権補償。...

三十二、軍用地の復権補償。...

三十三、軍用地の復権補償。...

三十四、軍用地の復権補償。...

三十五、軍用地の復権補償。...

三十六、軍用地の復権補償。...

三十七、軍用地の復権補償。...

三十八、軍用地の復権補償。...

三十九、軍用地の復権補償。...

四十、軍用地の復権補償。...

四十一、軍用地の復権補償。...

四十二、軍用地の復権補償。...

四十三、軍用地の復権補償。...

四十四、軍用地の復権補償。...

四十五、軍用地の復権補償。...

四十六、軍用地の復権補償。...

四十七、軍用地の復権補償。...

四十八、軍用地の復権補償。...

四十九、軍用地の復権補償。...

五十、軍用地の復権補償。...

五十一、軍用地の復権補償。...

五十二、軍用地の復権補償。...

五十三、軍用地の復権補償。...

五十四、軍用地の復権補償。...

五十五、軍用地の復権補償。...

五十六、軍用地の復権補償。...

五十七、軍用地の復権補償。...

五十八、軍用地の復権補償。...

五十九、軍用地の復権補償。...

六十、軍用地の復権補償。...

六十一、軍用地の復権補償。...

六十二、軍用地の復権補償。...

六十三、軍用地の復権補償。...

六十四、軍用地の復権補償。...

六十五、軍用地の復権補償。...

六十六、軍用地の復権補償。...

六十七、軍用地の復権補償。...

六十八、軍用地の復権補償。...

六十九、軍用地の復権補償。...

七十、軍用地の復権補償。...

七十一、軍用地の復権補償。...

七十二、軍用地の復権補償。...

七十三、軍用地の復権補償。...

七十四、軍用地の復権補償。...

七十五、軍用地の復権補償。...

七十六、軍用地の復権補償。...

七十七、軍用地の復権補償。...

七十八、軍用地の復権補償。...

七十九、軍用地の復権補償。...

八十、軍用地の復権補償。...

八十一、軍用地の復権補償。...

八十二、軍用地の復権補償。...

八十三、軍用地の復権補償。...

八十四、軍用地の復権補償。...

八十五、軍用地の復権補償。...

八十六、軍用地の復権補償。...

八十七、軍用地の復権補償。...

八十八、軍用地の復権補償。...

八十九、軍用地の復権補償。...

九十、軍用地の復権補償。...

九十一、軍用地の復権補償。...

九十二、軍用地の復権補償。...

九十三、軍用地の復権補償。...

九十四、軍用地の復権補償。...

九十五、軍用地の復権補償。...

九十六、軍用地の復権補償。...

九十七、軍用地の復権補償。...

九十八、軍用地の復権補償。...

九十九、軍用地の復権補償。...

百、軍用地の復権補償。...



取扱注意

条約局長  
条約課長  
法規課長

アメリカ局長  
参事  
北米第一課長

決着後北米(今年)

沖縄に於ける請求権(學)

昭和九年八月二十二日

外務省アメリカ北米第一課

今後、議院審議の在り  
内閣審議官室(の說明)22日資料

1. 講和前の請求権

< 請求権放棄 - 平和条約第19条 >

(1) 平和条約第19条は、沖縄に適用せらる。沖縄は  
戦前、戦後を通じて、一貫して日本の領土にあり、沖縄  
居民は一貫して日本の臣民であつた以上、第19条の解釈  
として、平和条約全体を解釈して、同条に「  
日本国」及び「日本国領域」に沖縄が含まれ、日本  
の「臣民」に沖縄居民が含まれることは明白であ  
る。  
故に、平和条約第19条(2)項は、沖縄に適用せ  
らることは如何なる問題でもない。

(2) 従って、上記のとおり平和条約第19条(2)項に於て  
(注1)  
放棄した請求権の中には、沖縄の住民に關するもの  
も含まれることとなり、従つて、政府の解釈に  
反する。(昭.45.12.8 衆・沖特委 愛知大監)

(答弁(別録)第14)

< 講和前補償減小 >

(1) かゝる講和前の事由に係る請求権は平和条約第19条(A)項に基き放棄されたことである。  
 (1967.1.10.)  
 米内閣布令60号にも1945年8月15日後1952年4月28日前の期間における不法行為に基き人身傷害補償、軍用地復元補償及びその他財産損害補償等琉球合同委員会に合意された合計19項目について所謂講和前補償は行われない。この項目は該年5月の講和前の損害に基き補償請求事案に当時諸般の事情からかかる補償の請求減小及び何れも支払を受けるに非ざるべきものである。よってこの所謂講和前補償減小である。

(2) かゝる講和前補償減小事案は、事案内容の比較的明確な人身補償減小事案については「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用

の特別措置等に因る法律、(昭47.5.13

法律第33号)第3条に基き政府より見舞金

の支給を行つてゐる。

なお、上記布令60号は1945年8月15日以後1952年

(3) かゝる措置に因り、沖縄に在る場合又は4月28日前の期間における損害の被害に及ぼすこと

1945年 月 日 昭和20年8月15日以前に米軍の占領下

米軍の沖縄憲兵隊に及ぼす、8月15日以前に人身損害の

問題については見舞金を支給するに及ぼす

という主張もある。(昭47.5.10 参. 沖特)

~~沖縄に在る場合又は4月28日前の期間における損害の被害に及ぼすこと~~ (沖縄防衛庁長官)

(この問題と直接関係する具体的な事案については

防衛部関係行場の下にある。)

(3) 存前、米軍の沖縄上陸(1945年4月1日)後、終戦(1945年8月15日)に至る  
 由迄の期間に生じた損害は上記布令  
 60号及び特別措置法の対象として  
 ない。かかる損害は戦争行為から  
 生じたものであり、平和条約第19条(1)項に  
 よって放棄されたもの。これに対する救済策  
 を構じなければならない全く国内政策上の問題  
 と見られる。 (1945年8月15日以前  
 の人身損害の問題) については政府は見舞  
 金を支給するべきであるとの主張が-329と12  
 昭47.5.10.参沖特委.山中防衛庁長官  
 答弁(別添名)がある。また、1945年8月  
 15日以前の軍用地復元補償の問題として  
 海上軍部補償行場(別添名)がある。)

外務省

\* 在野黨一同日後に地主に返還された土地(下  
 の2つの議和条補償の対象とは異なる)

<軍用地に因る復元補償減額一法選協定第4条3項>

(1) ~~復元補償減額一法選協定第4条3項~~ 軍用地に因る所謂復元  
 補償減額一法選協定第4条3項の趣意は、  
 1950年7月1日(これは軍用地に因る所謂  
 「黙契」開始の時点)同日以後に地主に返還された  
 損害は布令20号に基き補償の対象となる)前に  
 損害を及ぼし、1961年6月30日以前に解放された土地に  
 ついては布令60号に基き米側の講和前補償の  
 一環として見舞金支給の対象とされているが、講  
 和前補償の1961年6月30日という日(復元の日)  
 (米側の講和前補償の1961年6月30日という日(復元の日)  
 付基準として、同日以前に地主に返還された土地の  
 対象)と、  
 同日以後に同種の損害を及ぼすか  
 (1961年7月1日以降) (沖縄復帰時)  
 単に返還時期が異なるといふこと(性質は異なる)と  
 してはならない。  
 救済の途は、平和放棄地として軍用地の  
 2法一所謂 軍用地に因る復元補償減額の問題

GA-4

外務省



乙致了。

(2) 近來協定第4条3項に、わが軍用地に關する復元補償減少の問題を米側が解決することを規定してゐる。即ち、米側は公正な施政者として、法の義務の有無を誰れも否認の責任を負ふべき事件を解決することを約してゐる。

<那霸軍港内海没地—交換公文>

(1) 占領期間中に沖縄米軍は、那霸軍港拡張整備のため、我が管理下にあり同軍港内の土地一万坪余を海没せしめた。米軍は事件海没を講和条約の範囲外とし、1950年6月30日以後のものは前記条約の理由として、講和後平和条約が19年を補正するの措置を講ずべきと主張して、わが国は海没地の度重なる賠償の程度認められ、1959年9月に、土地に存在するの措置として、1950年7月1日にわが国が布告20号に基づき軍用地貸借料の支払を行つたことは既に記録されてゐる。

(2) わが国は海没に伴う土地自体の損失補償に關して、特設の措置もとつたが、却つてわが國は復元補償交渉の過程において、日本側より米側の善処を強く求め、米側が保有してゐる埋没地の90%

により解決可能なる場合を以て次第に、

「協定地」問題の解決に因り交換公文、

署名すれ、締結時迄に

1971年6月17日 行われし。

「原則所有の埋立地」は、

本問題の解決すべし。

又、講和後の請求権

(一 返還地対条1項)

< 一般的施策 >

(1) 講和後の請求権問題の処理に因り、

「法令」は、沖縄現地の法令より認めらるる

は、返還地対条2項で、

「右以外」の法に因り、

(注1) (注2)

「請求権」を放棄し、

「本問題」の請求権は、

「法律関係」に

< 米日の処理する請求権 — 返還協定第4条2項 >

(1) 米施政下の神羅に適用されたこと、米本日の法令  
及現地法令に照り、米日政府に対し救済  
を求めると認められたこと、日本国民の対米請  
求権に付いて、返還協定第4条2項に於り、  
同1項の請求権放棄に合致せず、復帰後米  
側如何処理の責任を負うこと、及びかかる事柄  
の処理に必要と認められた職員を施政権返還後  
現地に送くことを認め、~~自~~ 相定した。と。

(2) 返還協定第4条2項の対象となる請求権の内容  
は、第4条に於り合意議定書第1項に ~~規定~~  
されたとおりである。

( ( かかる請求権の米側処理機関に  
ては、昭48.7.19 衆・神特委 大塚厚徳 答弁 参照 )  
GA-4 外務省 (別添3)

3. 請求権の内容  
~~要知10項目~~

(1) 神羅住民の補償要求に如何の地を以てか各種形  
式(上述のと合) 請求、提議書等に根拠を以て合意した。次は昭45.12.8 衆・神特委 大塚厚徳 答弁  
目を一覧した。( ~~通称「要知10項目」~~ ) (別添4) 参照

- 1) 講和前補償の人身損害に因るもの補償満  
に対する補償
- 2) 軍用地の復元補償
- 3) 米日の演習等による漁業補償
- 4) 軍用地接收による生計と通損補償
- 5) 軍用地借地料増額の要請
- 6) 軍用地立ち入り制限に伴う入会制限による損  
失補償
- 7) 講和後の人身損害に因る補償
- 8) 7) の ~~地~~ に因る補償

GA-4 外務省

9) 滅失地に因りし補償

(1) 一般的に 其地公界に因りし補償

~~(2) 其地公界に因りし請求権の行使の時期~~

~~内容 昭和44年分米の請求権の行使~~

(注1) 日本国民の請求権を放棄することの意味

(1) 平和条約第19条(2)項及び返還協定第4条1項

で放棄された日本国民の請求権とは、私人たる

日本国民の相手国国内法上の請求権ではなく、

これらの規定の趣旨は、~~かかる~~私人の個々の請求権が相手国

(米口)の国内措置により否認されることであつて、

わが国としては、これについて米口の国際法上の

責任を追究することはしない、~~事~~ということである。

従つて、これらの規定により放棄されたものは、日本国民の

対米請求に関する日本国の外交保護権である。

(返還協定との関連では、昭46.12.14.参、

沖縄協定特委、福田大臣答弁(別添5)参照)

(注2) 請求權の時期の範圍

但し協定第4条1項の對象となる時、平和条

約発効後の協定の効力発生前の期間は、甲

乙生じ、請求權を有する。戦争中占領

~~期間中の問題も、生じ、請求權を有する。~~

~~乙生、本協定と同様、請求權を有する。~~

~~平和条約第4条1項の對象となる時、請求權を有する。~~

~~請求權を有する。~~

北米一課長

月刊

今月号



発行所  
沖繩協会  
〒451 浦元町3丁目  
電話 422-0100  
〒451 浦元町3丁目  
電話 422-0100

沖繩開發庁50年度予算  
総額一千九億四要求  
現年度より三・三%増

議員生活費削減  
三・五%削減  
開発費削減  
三・三%削減

未確定事業に  
新たに特定調査費

調査費削減  
特定調査費の新設

軍用地料三四億

防衛施設費は四倍

基地移設費は四倍

防衛施設庁の概算要求

一人を解雇  
新たに二四

沖繩の米軍基地

復帰前の請求事案

進まぬ米側の審理

在沖米空軍再編

戦闘部隊の機能強化

日本人従軍員の解雇も予想

戦闘部隊の機能強化

黒潮

沖繩の黒潮

沖繩の黒潮

平和折像の実現を待望す  
折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

折像の折像は、折像の折像を待望す

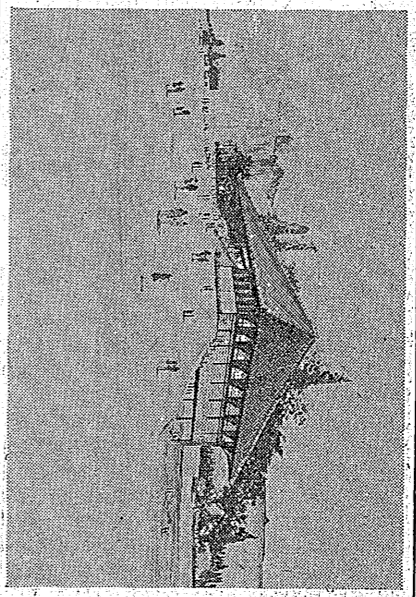
# 海洋博準備は順調

## 跡地利用には別法人組織必要

### 大浜会長が記者会見

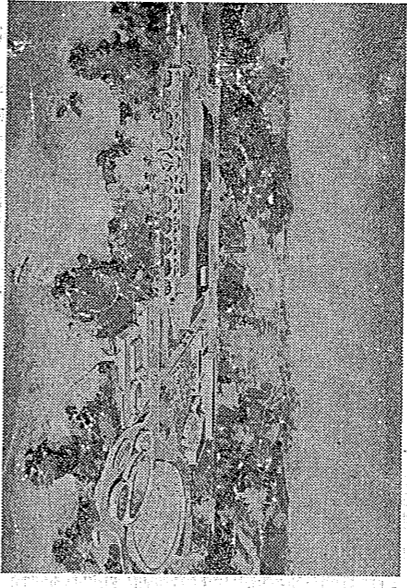
【本紙記者】大浜博覧会会長の大浜重光氏は、24日午後、記者会見を行った。大浜氏は、博覧会の準備が順調に進んでいると述べ、跡地の利用については別法人組織が必要であると強調した。また、博覧会の収益の一部は、沖縄の発展に還元されることを目指していることも述べた。

大浜博覧会会長の大浜重光氏は、24日午後、記者会見を行った。大浜氏は、博覧会の準備が順調に進んでいると述べ、跡地の利用については別法人組織が必要であると強調した。また、博覧会の収益の一部は、沖縄の発展に還元されることを目指していることも述べた。



### 沖繩館の出展参加募金

【本紙記者】沖繩館の出展参加募金活動が、県内外で盛んに行われている。県民の協力を得て、展示品や出展費の調達が進んでいる。また、海外からの観光客へのアピールも積極的に行われている。



建設中の博覧会会場。写真：本紙記者撮影

# デパートは売上増

## 車両、家電、建設落込む

【本紙記者】8月の沖縄県内デパートの売上は、前年同月比で増加傾向にある。特に自動車、家電、建設資材の分野で顕著な伸びを示している。これは、県民の消費意欲の高まりと、景気の回復による需要増加が要因と見られる。

# 買占められる軍用地

## 活用計画、もた文章

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

【本紙記者】沖縄県内の軍用地が、民間企業によって買占められ、活用されるケースが増えている。特に、リゾート開発や住宅開発に活用されている。しかし、買占められた土地の活用計画が、もた文章で進められていることが指摘されている。

# 沖繩覚書

## 昭和三十九年(一九七四)

【本紙記者】沖縄覚書は、昭和三十九年(一九七四)に署名された。この覚書は、沖縄の自治と発展に関する重要な事項を規定している。覚書には、沖縄の行政、教育、医療、福祉に関する具体的な目標が掲げられている。

# 金武湾の埋立て

## 住民が取消し訴訟

【本紙記者】金武湾の埋立て計画に対し、住民側が取消し訴訟を提起した。住民らは、埋立てによる環境破壊と景観悪化を懸念している。また、埋立てが地域の漁業や観光にも悪影響を及ぼすとしている。

# 離島観光を振興

## 景観光開発公社の構想

【本紙記者】離島観光を振興するため、景観光開発公社の構想が打ち出された。この公社は、各島の観光資源を積極的に開発し、観光客の誘致を図ることを目的としている。

# 住民が取消し訴訟

## 埋立て計画をめぐり

【本紙記者】埋立て計画をめぐり、住民側が取消し訴訟を提起した。住民らは、埋立てによる環境破壊と景観悪化を懸念している。また、埋立てが地域の漁業や観光にも悪影響を及ぼすとしている。

# 沖繩経済人13人死

【本紙記者】沖縄県内の経済界で、13人が死亡したと報じられた。これは、沖縄の経済界に大きな打撃を与えている。死亡した経済人は、主に地元企業や商社に所属していたとされている。

# 追加融資

## 十億円を中小企業資金

【本紙記者】中小企業資金として、追加融資が十億円と決定された。この融資は、中小企業の経営改善と発展に資するためのものである。

# 本紙購読案内

【本紙記者】本紙購読案内。本紙は、毎月定額で購読することができます。また、様々な特典も用意されています。購読希望の方は、本紙の購読案内をご覧ください。

# 百歳以上のお年寄

## 人口割りで沖縄トッパ

陸軍省が発表した、全国の百歳以上の老人は、三十三万三千六百八十九人である。これは、日本人口の千分の一に達している。そのうち、男性は十六万九千八百八十九人、女性は十六万六千八百八十九人である。このうち、沖縄県は、百歳以上の老人が、二百七十九人いる。これは、沖縄県人口の千分の二に達している。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

# 買占められる軍用地 転用計画にも支障

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

# 沖縄勤労少年の集い 風雨の中を五百人

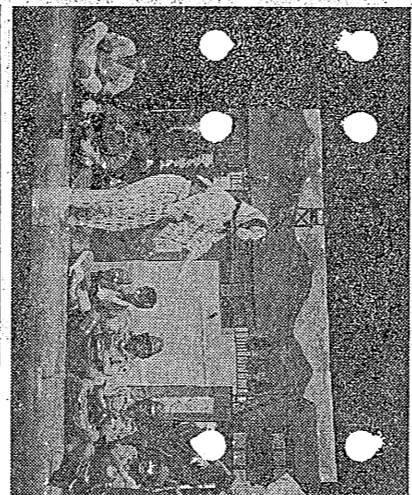
沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。



沖縄県勤労少年の集い。雨の中を五百人が参加した。

# 沖縄の勤労世帯収入 全国平均の76%

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。



沖縄県勤労世帯収入の調査結果を示すグラフ。

# 大量の短銃盗難

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

# 那覇まつり 十月五日から

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

# 運賃値上げ 南西航空

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。

# 沖縄経済人13人死亡

沖縄県は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。沖縄県の百歳以上の老人は、全国的にみると、人口割りで多い。これは、沖縄県の人口が、全国的にみると、人口割りで少ないからである。





「和歌の地」として、琉球の歴史を語る。琉球の歴史を語る。琉球の歴史を語る。

# 中跡ほとんど破壊 村落の跡とどめず 米軍基地内文化財調査

## 米軍基地内文化財調査

琉球文化財調査隊は、この調査で、米軍基地内に、中跡ほとんど破壊され、村落の跡とどめず、米軍基地内文化財調査が行われている。調査の結果、米軍基地内には、多くの文化財が破壊され、村落の跡もほとんど残っていない。調査隊は、この調査を通じて、琉球の歴史と文化を明らかにし、文化財の保護と修復に取り組む方針を示している。

### 沖繩クラフ

「琉球の歴史」として、琉球の歴史を語る。琉球の歴史を語る。琉球の歴史を語る。

### 九月例会開く

琉球文化財調査隊は、この調査で、米軍基地内に、多くの文化財が破壊され、村落の跡もほとんど残っていない。調査隊は、この調査を通じて、琉球の歴史と文化を明らかにし、文化財の保護と修復に取り組む方針を示している。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 法政大 外間守善氏講演

法政大学で、外間守善氏が講演を行った。講演内容は、琉球の歴史と文化に関するもので、聴衆から大きな反響を呼んだ。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 環境保全審が意見書

#### 政の確立を

環境保全審議会は、環境保全の確立を提言する意見書を提出した。意見書には、環境保全の重要性を強調し、具体的な対策を提言している。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 本土より多い障害児

#### 教育 近々第二次調査

沖縄県教育委員会では、障害児の調査が完了し、本土よりも多い結果が出た。近々第二次調査が行われる予定である。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 海洋学 学の設定

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 尖閣列島と日本の領有権

尖閣列島の領有権に関する議論が、日清講和と尖閣列島の地位問題へと発展している。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 琉大に海洋学

琉球大学は、海洋学を新設する。この新設は、琉球の海洋資源の調査と開発に貢献し、海洋学の発展に資するものと期待されている。

### 移住は生きる

移住は生きる。移住の意義と重要性について、専門家が語る。

### 沖繩文学の世界

沖繩文学の世界。沖繩の文学と文化について、研究者が語る。